

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和6年度） 監査テーマ「防災に関する事業の執行について」

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目  | 指摘事項及び意見   | 該当課                 | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|--------------|---|--|---------------------|---|------------|
| 1         | 35 | 指摘<br>1      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>② 地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に結成されているか | 「自主防災組織等登録申請書」の様式を確認したところ、登録要綱においては、単位自主防災組織は世帯が構成員となり、他方で、自主防災組織連合会においては、単位自主防災組織が構成員となると規定されているところ、実際には、自主防災組織連合会も単位自主防災組織も、世帯単位で構成される様式・運用となっており、登録要綱との間に齟齬が生じている。登録要綱の定義を変更する、あるいは、「自主防災組織等登録申請書」の書式を、単位自主防災組織用と自主防災組織連合会用とに分けた上で記載を整理するなど、平仄を整える必要がある。  | 地域防<br>災推<br>進<br>課 | 自主防災組織連合会は構成員が単位自主防災組織であるため、高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の定義からすると世帯の届出は不要ですが、運用上、単位自主防災組織と同じく自主防災組織連合会も「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金」の対象であり、その上限額に世帯数が関与しているため、自主防災組織連合会の登録においても加入世帯数の届出を求めているものです。<br>自主防災組織連合会の構成団体を明らかにする加入団体の申出については、「自主防災組織登録申請書」の添付書類として求めており、実際に加入団体名簿を提出いただいているところですが、様式を単位自主防災組織と自主防災組織連合会共通の様式としていることから、加入世帯名簿の添付で足りるように見受けられる書式となっているため、様式を分けるよう要綱を改正いたしました。<br>併せて、今後は、要綱に基づく申請となるよう、また、申請者の利便性向上のため、加入団体名簿のひな形もホームページに掲載済です。 | 措置報<br>告済  |
| 2         | 36 | 意見<br>1      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>② 地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に結成されているか | 「自主防災組織数、名称、加入世帯数のリスト」により、単位自主防災組織の加入世帯数を確認したところ、10世帯未満という組織があり、登録要綱の必要世帯数「おおむね50世帯以上」を大きく下回る場合がある。自主防災組織に対する補助金制度の枠組みは、少なくとも、登録要綱が要求する程度の世帯数で構成される自主防災組織を予定していると考えることが自然であるところ、上記のような組織は、形式的には登録要綱の必要構成世帯数を満たしていない。もっとも、構成世帯数が登録要綱の定める必要構成世帯数を下回る場合であっても、地域の実情に応じて自主防災組織の結成を認める必要がある場合も想定されることから、現行の登録要件に例外規定を明示するなど、登録要綱の改正を検討するべきである。 | 地域防<br>災推<br>進<br>課 | 高知市自主防災組織等の登録に関する要綱第2条第1号の自主防災組織の定義に、「その規模がおおむね50世帯に満たない場合でも、地域の実情を考慮し、市長が適当と認めたものは、自主防災組織とする。」という内容の文言を追加するよう要綱を改正いたしました。  | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状況区分 |
|-----------|----|--------------|--|---|---------|---|--------|
| 3         | 36 | 意見<br>2      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>③ 各種ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に編成・運営されているか | 市は、自主防災組織の登録後においても、地域内でバランスよく対応できる班編成を行っているか、地域の専門家や経験者など、班員の活動に実効性をもたせる配置となっているか、ジェンダーバランスを配慮した役員構成となっているか など、自主防災組織の編成についても適切なアドバイスを適宜行っていくべきである。 | 地域防災推進課 | 地域の担い手不足という課題もあり、自主防災組織の役員等について全てバランス良く構成することは困難な部分もありますが、各自主防災組織へ役員構成に関するアンケートを実施し、その結果に基づき可能な限り助言を行うよう努めてまいります。   | 措置報告済  |
| 4         | 37 | 意見<br>3      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>④ 地域防災計画の規定に照らして、地区防災計画の作成に対する支援は十分に行われているか      | 地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法改正で導入されたものであるが、市内で作成が完了したものは1件に止まっている。地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地区防災計画の作成支援を引き続き積極的に行うべきである。                              | 地域防災推進課 | 令和4年度には久重地区と潮江南地区で地区防災計画の作成が完了し、下知地区では改訂を行いました。地区防災計画の作成に当たっては、住民負担を考慮し、地域コミュニティ計画策定に合わせて取り組んでおります。なお、地域コミュニティ計画策定予定がない地域についても、地区防災計画について地域の会合等にて説明し、希望する地域に対しては講習会等を開催するなどの作成支援を行っております。 | 措置報告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課             | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|--------------|--|--|-----------------|---|------------|
| 5         | 37 | 意見<br>4      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の<br>整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>⑤ 地域防災計画及び例<br>規の定める手続きに従<br>い、補助金は適切に交付<br>されているか | 概算払を行う場合には、補助金確定額が当初の交付決定額よりも減額され、市が、精算時に自主防災組織に対して返還を求める場合が少なくない。回収不能となるリスクを避けるために、概算払いを決定する際の収支状況の把握を徹底するとともに、交付決定の前提となる事業計画書の実現可能性につき、より慎重に検討するべきである。 | 地域防<br>災推進<br>課 | 現在、概算払を決定する際には収支状況の報告を求めていますので、引き続き申請書類を適切に審査してまいります。   | 措置報<br>告済  |
| 6         | 37 | 意見<br>5      | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の<br>整備、育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>⑤ 地域防災計画及び例<br>規の定める手続きに従<br>い、補助金は適切に交付<br>されているか | 各補助金事業において、自主防災組織が完了報告書に添付する写真については、購入した資機材に加え、製造番号や型番についても撮影された写真を添付させ、申請書などに添付されたものと同一のものか否か慎重に確認すべきである。   | 地域防<br>災推進<br>課 | 補助金を活用し資機材を購入する際には、交付決定時と購入時で製品の仕入れ状況等が異なる場合もあることから、同種製品であれば、製造番号や型番まで一致することを求めています。必要な資機材として申請に基づいた製品を購入しているか、今後も適切に審査してまいります。 | 対応困<br>難   |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課             | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|------------------|--|--|-----------------|--|------------|
| 7         | 37 | 意見<br>6          | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の<br>整備, 育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>⑤ 地域防災計画及び例<br>規の定める手続きに従<br>い, 補助金は適切に交付<br>されているか     | 口座振替申出書に記載する届出口座については, 他の<br>預金との混同を避け, 私的利用の危険を可及的に防止す<br>るため, 自主防災組織の肩書きの入っていない個人名義<br>の通帳は使用不可とするべきである。                         | 地域防<br>災推進<br>課 | 法人格のない団体名義の口座開設には必要書類が多<br>く, 単位自主防災組織では開設困難な場合もあるため,<br>個人名義の通帳も使用可能としております。個人名義の<br>通帳を使用する場合は, 通帳の入出金状況を確認するな<br>ど, 私的利用を防ぐための確認を徹底してまいります。 | 対応困<br>難   |
| 8         | 38 | 意見<br>7          | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の<br>整備, 育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>⑥ 地域防災計画及び例<br>規の規定に照らして, 補<br>助金事業の適正な管理監<br>督が行われているか | 補助金事業完了後も, 自主防災組織は, 補助金事業に<br>より取得した財産などにつき, 処分制限期間内は処分な<br>どが禁じられているところ, 市は定期的に, 又は随時に<br>臨検した上で, 財産などの処分などがなされていないか<br>確認すべきである。 | 地域防<br>災推進<br>課 | 補助金事業により取得した財産について, 必要に応じ<br>て随時に実地検査を行うとともに, 処分する際は事前に<br>地域防災推進課へ相談するよう案内することといたしま<br>した。  | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|------------------|--|---|---------|---|------------|
| 9         | 38 | 意見<br>8          | 第2 外部監査の結果<br>2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化<br>(9) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして, 補助金事業の適正な管理監督が行われているか | 自主防災組織は, 補助金事業についての経理と他の事業とを明確に区別し, 収支状況を帳簿によって明らかにすることが求められているところ, 市は定期的に, 又は随時に帳簿の提出を求め, 経理状況を確認するべきである。                                  | 地域防災推進課 | 御意見のとおり, 自主防災組織は, 補助金要綱により収支状況を帳簿によって明らかにするとともに証拠書類を保管しておかなければならないとされていることから, 会計帳簿及び証拠書類の保管について, 補助金申請受付時及び補助金額確定時に案内することといたしました。 | 措置報告済      |
| 10        | 50 | 意見<br>9          | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>① 法令, ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして, 名簿掲載対象者は適切に選別されているか    | 今後は, 名簿に掲載された避難行動要支援者全員について個別避難計画の作成が必要となることから, 名簿掲載対象者に十分な支援を行う前提として, 名簿掲載対象者を年齢や世帯などの形式的な基準で選別するのではなく, 個々の避難能力に着目して, 名簿掲載対象者を精査していくべきである。 | 地域防災推進課 | 年齢要件等の形式的な要件は, 令和3年度の地域防災計画の修正により撤廃いたしました。これまで年齢要件にのみ該当していた方には, 令和4年度に避難支援の必要性について意思確認を行っております。                                   | 措置報告済      |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状況区分 |
|-----------|----|--------------|--|--|---------|--|--------|
| 11        | 50 | 意見<br>10     | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿掲載対象者は適切に選別されているか              | 避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として名簿への掲載を市に求めることのできる具体的な仕組み及び形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることのできる具体的な仕組みを構築すべきである。 | 地域防災推進課 | 避難支援等関係者及び地域包括支援センター等へは、形式要件に該当しなくても避難行動要支援者と判断される者については市へ連絡するよう協力依頼を行っております。また、形式要件に該当しない御本人から市へ連絡があった場合も、名簿へ掲載できることとしています。 | 措置報告済  |
| 12        | 50 | 意見<br>11     | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿提供先となる避難支援等関係者の範囲は、適切に設定されているか | 昨今の町内会・自治会への加入率の低下、市内における中大規模マンションの増加及び介護福祉施設への入居者の増加なども踏まえ、避難支援等関係者の範囲につき、マンション管理組合、介護サービス事業者などを加えることも検討すべきである。               | 地域防災推進課 | 介護福祉施設入所者は施設で避難支援が行われるため、名簿には掲載しておりません。中大規模マンションの管理組合については、管理組合自体が自主防災組織を結成していることが多く、自主防災組織であれば避難支援等関係者に該当しています。             | 措置報告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状況区分 |
|-----------|----|--------------|--|---|---------|---|--------|
| 13        | 50 | 意見<br>12     | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>③ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、避難支援等関係者に提供されている名簿は、必要十分な記載内容となっているか | 「避難行動要支援者名簿様式（令和3年10月1日作成）」によれば、避難支援等関係者に提供されている名簿は、高齢、身体障害、精神障害などの欄にチェックをするだけの様式であり、避難行動要支援者が、具体的にどのような事情で避難が困難であるか明確でない。避難支援等関係者が、名簿情報に基づき、速やかに避難行動要支援者の安否の確認を行い、的確な救助活動を行う前提として、避難に支障がある具体的な事情やかかりつけ医の情報などを盛り込むことも検討すべきである。                            | 地域防災推進課 | 避難行動要支援者名簿における避難支援を必要とする理由については、名簿の時点では詳細な情報を提供することを望んでいない要支援者も多く、名簿に掲載することは考えておりません。<br>避難支援を必要とする理由は個別避難計画に記載しており、個別避難計画情報の提供に同意いただいた場合は、避難支援等関係者に提供することとしております。なお、かかりつけ医の情報は既に名簿に掲載しております。 | 対応困難   |
| 14        | 51 | 意見<br>13     | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>④ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、避難支援等関係者に対して名簿は適切に提供され、管理されているか      | 単位自主防災組織への名簿提供を行う場合には、自主防災組織連合会との「避難行動要支援者の避難支援等に関する協定」を通じて、当該連合会の責任により、当該連合会の構成団体への更なる名簿情報の提供を行っていることが窺われる。このような枠組みは、一地区の自主防災組織に対して、より広範囲なエリアをカバーする名簿が提供される恐れや、更なる提供先に対して個人情報管理につき徹底できない可能性がある。ゆえに、名簿情報提供先と「避難行動要支援者の避難支援等に関する協定」の協定先は、一対一に対応させることが望ましい。 | 地域防災推進課 | 全ての単位自主防災組織と協定を締結することは困難であることから、御指摘を受けて、名簿提供を行う際の通知書及び受領書に個人情報保護についての誓約書を加えることといたしました。<br>名簿情報及び個別避難計画情報を提供する際は、提供先の団体の代表者に個人情報保護の誓約をいただく形となりますので、各団体との協定締結と同様の効果が生じるものと判断しております。             | 措置報告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目  | 指摘事項及び意見  | 該当課             | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|------------------|---|---|-----------------|--|------------|
| 15        | 52 | 意見<br>14         | 第2 外部監査の結果<br>3 避難行動要支援者名簿<br>(6) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>⑤ 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、名簿提供に<br>際し、情報提供者本人の<br>同意を得る施策は十分に<br>なされているか  | 令和3年7月時点で避難行動要支援者の名簿提供に同意した者は約6割となっており、郵送における通知文書の見直しや直接的な働きかけの手法を検討し、速やかに名簿提供における同意率を向上させるべきである。 | 地域防<br>災推進<br>課 | 郵送における通知文書や同封の資料については適宜見直しを行っております。また、郵送以外の直接的な働きかけについては、本市の関係部署と連携し必要に応じて訪問することや、地域の見守りの中で気になる方への声掛けを行うことなどにより、実施してまいります。<br>また、福祉専門職に対する業務委託を開始することにより、郵送による意思確認に対し未返送であった方の同意取得を実施していただき、同意率向上の促進を図っているところです。 | 措置報<br>告済  |
| 16        | 74 | 意見<br>15         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>① 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>及び指定福祉避難所は十<br>分に確保されているか | L2時の指定一般避難所の収容可能人数が不足していることから、民間施設の協力を得るなどして、十分な指定一般避難所を確保すべきである。                                 | 防災政<br>策課       | 御意見のとおりL2時における一般避難所の収容可能人数は不足しており、避難所確保の取組が重要と考えておりますので、引き続き、市内において民間事業者への働き掛けにより避難所を確保していくとともに、令和4年11月に仁淀川町と広域避難所協定を締結するなど、市外の避難先となる広域避難所の確保にも努めております。  | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目  | 指摘事項及び意見  | 該当課             | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|------------------|---|---|-----------------|--|------------|
| 17        | 74 | 意見<br>16         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>① 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>及び指定福祉避難所は十<br>分に確保されているか | L2時の収容可能人数は、現在の指定福祉避難所の収<br>容可能人数に比して、約17,000人分が不足している。指<br>定福祉避難所の指定を引き続き積極的に進める。指定一<br>般避難所の一部を要配慮者支援スペースとして活用する<br>などして、指定一般避難所に指定福祉避難所と同様の機<br>能を持たせるなどの施策をより一層推進するべきであ<br>る。 | 健康福<br>祉総務<br>課 | 指定福祉避難所の確保に向け、社会福祉施設等への交<br>渉は継続しており、多くの施設から指定への御理解もい<br>ただいております。災害時における施設本来の業務との<br>兼ね合いもあることから、収容面積の確保が難しく、収<br>容可能人数の不足が続いておりますが、引き続き、交渉<br>を進めてまいります。また、一般避難所内における要配<br>慮者スペースの活用に向け、防災対策部が主体となり、<br>地域住民等と避難所運営マニュアルの見直しを継続して<br>おります。 | 対応中        |
| 18        | 75 | 意見<br>17         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>② 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>及び指定福祉避難所の指<br>定は適正か      | 指定一般避難所については、令和3年4月1日時点<br>で、昭和56年に施行された新耐震設計基準に基づく耐震<br>工事がなされていない施設が、273施設中19施設ある。耐<br>震工事未了の施設は、以下の【耐震工事未了指定一般避<br>難所一覧】の通りである。これらの施設については、耐<br>震工事を速やかに行うべきである。               | 防災政<br>策課       | 19施設のうち、2施設は耐震化を確認しております。<br>未耐震の17施設のうち、6施設（秦中央保育園、一宮<br>市民会館、一宮児童館、梅ノ木公民館、吉原公民館、行<br>川小学校放課後子ども教室）において、建替や改築等<br>により耐震性が確保されております。<br>残る11施設については、引き続き、施設所有者に対し<br>耐震化について働きかけを行い、耐震対策を実施する見<br>込みがないことが明らかな場合には、避難所の指定解除<br>を検討してまいります。   | 対応中        |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課       | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|----|--------------|--|---|-----------|--|------------|
| 19        | 76 | 意見<br>18     | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>② 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>及び指定福祉避難所の指<br>定は適正か | 津波避難ビル、津波避難タワーなどを除く指定緊急避<br>難場所及び指定一般避難所については、市の具体的な指<br>定基準が定められていない。法令、ガイドラインなどを<br>参考にして、市の実情に応じた具体的な指定基準を設け<br>るべきである。  | 防災政<br>策課 | 令和4年度に、災害対策基本法や国のガイドラインを<br>踏まえた緊急避難場所及び避難所の指定基準を高知市地<br>域防災計画に明記しました。   | 措置報<br>告済  |
| 20        | 76 | 意見<br>19     | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>② 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>及び指定福祉避難所の指<br>定は適正か | 指定緊急避難場所としての指定を受けることにより、<br>法令上の根拠が明確となり、責任の所在も明らかとなる<br>ことに加え、後述する津波避難ビルなどと同様に、市の<br>備蓄品の配備対象となることも期待できることから、指<br>定を受けていない緊急避難場所である自然地形の高台の<br>うち、指定緊急避難場所として相応しい場所について<br>は、指定緊急避難場所としての指定を検討するべきであ<br>る。 | 防災政<br>策課 | 自然地形の高台等の緊急避難場所の指定については、<br>避難者が安全を確保できる避難可能なスペースの明確化<br>が困難なことや資機材倉庫の設置に係る財源確保等が困<br>難なことから、現時点で指定困難と考えております。 | 対応困<br>難   |

| 通し<br>No. | 頁  | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状況区分 |
|-----------|----|------------------|--|--|---------|---|--------|
| 21        | 76 | 意見<br>20         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か | 指定福祉避難所の指定については、津波浸水対策として、2階以上のスペースを避難スペースとして確保している施設を優先的に検討することが市の指定基準であるが、津波避難ビルが原則として3階以上の建物を指定基準としていることに鑑みれば、基準としては緩やかであり再考の余地がある。   | 健康福祉総務課 | 指定福祉避難所は津波警報解除後の二次避難所に位置するものであり、指定基準についても一次避難における緊急避難場所である津波避難ビルの基準とは異なるものと考えます。発生頻度の高いL1クラスの地震発生時に津波浸水のないエリアも多くございますが、市内中心部や東部などの津波浸水エリアにつきましては、浸水深よりも高い階層に避難スペースが確保できることを要件とするよう福祉避難所への受入対象者及び指定等に関する方針の改定を行いました。<br>本市は山、川、海があり、地域によってもハザードが異なるため、災害の状況に応じた福祉避難所の設置ができるよう、指定交渉を進めてまいります。         | 措置報告済  |
| 22        | 76 | 意見<br>21         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か | 令和3年5月20日付災害対策基本法施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。従来、市は、指定福祉避難所の受入対象者の特定を行っていないところ、受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機などの設備の準備などを一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者などの指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながるため、受入対象者の選別・特定を進めるべきである。 | 健康福祉総務課 | 令和4年度に各指定福祉避難所における受入対象者の特定に向け実施した調査結果を、令和5年度から本市のホームページで公開しております。施設別の受入対象が明確になったことで、平常時には、対象者に合わせた備蓄物資の購入や個別避難計画作成に向けた取組の促進、災害時には、福祉避難所への移送が必要な対象者と受入れられる施設とのマッチング作業がより円滑なものとなると考えております。<br>指定福祉避難所においては、施設長の交代や運営体制の見直し等で受入対象者が変更となることも想定されますので、日々状況確認を行い、最新の受入対象者の情報を地域住民への周知できるよう、今後も取り組んでまいります。 | 措置報告済  |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目  | 指摘事項及び意見  | 該当課       | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|------------------|---|---|-----------|---|------------|
| 23        | 77  | 意見<br>22         | 第2 外部監査の結果<br>4 避難場所・避難所<br>(7) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果及び<br>意見<br>③ 法令、ガイドライン<br>及び地域防災計画の規定<br>に照らして、指定緊急避<br>難場所、指定一般避難所<br>などの表示は適正か | 現状、表示がなされていない指定緊急避難場所、指定避難所については、JIS規格に応じた図記号の表示を用いて、わかりやすい案内板などを作成し、標識がよく見え判読しやすい場所（例えば、施設上層階の壁など）に設置するべきである。また、指定緊急避難場所以外の緊急避難場所については、指定緊急避難場所とは異なる避難場所である旨を明示するべきである。  | 防災政<br>策課 | 指定緊急避難場所等の誘導標識及び表示看板については、内閣府の通知に基づき、JIS規格に応じた図記号の表示を用いて、順次設置を進めております。<br>指定緊急避難場所の指定に関する手引きにおいて設置の対象は、指定緊急避難場所のみとなり、市が指定していない緊急避難場所の全ての位置等を把握することができませんので、看板等を設置して明示することは困難です。               | 措置報<br>告済  |
| 24        | 103 | 意見<br>23         | 第2 外部監査の結果<br>5 備蓄体制の整備<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果<br>① 地域防災計画などの<br>規定に照らして、備蓄品<br>の品目及び数量は適正か                                      | 飲料水に関しては、高知県備蓄方針が1日1人あたり3リットルとしているところ、市備蓄計画では、1日1人あたり0.5リットル分の備蓄となっており、心許ない。これは、耐震性非常用貯水槽の水を飲料水として利用することを想定しているためだが、耐震性非常用貯水槽の設置箇所は市内25箇所しかなく、避難場所や避難所からのアクセスは限定されている（別紙④【非常用貯水槽設置箇所一覧表】）。また、耐震性非常用貯水槽の操作方法も市民には周知されていない。大地震・大津波では、着のみ着のまま避難してくる市民も多数いることが想定されることを考え合わせても、飲料水の備蓄量については、再検討すべきである。 | 防災政<br>策課 | 令和4年度に策定した「第3期高知市備蓄計画」において、飲料水の1人1日当たりの備蓄量をこれまでの0.5リットルから3.0リットルに変更しましたので、当該計画に基づき、指定避難所への公的備蓄を進めております。その他、耐震性非常用貯水槽や上下水道局の応急給水により、被災者の飲料水を確保します。耐震性非常用貯水槽の操作訓練については、総合防災訓練等の機会を捉えて実施してまいります。 | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘/<br>意見No. | 項目  | 指摘事項及び意見   | 該当課   | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|--------------|---|--|-------|---|------------|
| 25        | 104 | 意見<br>24     | 第2 外部監査の結果<br>5 備蓄体制の整備<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果<br>① 地域防災計画などの<br>規定に照らして、備蓄品<br>の品目及び数量は適正か                | 地震や津波の大規模災害時には、携帯電話などの使用が困難となることは東日本大震災時にも見られたことである。大規模災害時に情報を得る手段として簡便かつ有用なものとしてラジオがある。この点、高知県備蓄方針では、「ラジオ等通信機器」を「1箇所に1台」配備するとの記載がある（『高知県備蓄方針』10頁）。市でも、ラジオなどの通信機器の配備につき検討すべきである。   | 防災政策課 | 令和4年度に策定した「第3期高知市備蓄計画」において、津波避難ビル等の津波避難場所にラジオを配備する旨を明記しましたので、当該計画に基づき、津波避難場所に順次配備をしております。   | 措置報<br>告済  |
| 26        | 106 | 指摘<br>2      | 第2 外部監査の結果<br>5 備蓄体制の整備<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果<br>② 地域防災計画などの<br>規定に照らして、備蓄品<br>は、適正な場所に 備蓄<br>され、管理されているか | 地域防災計画が区分する指定緊急避難場所、指定避難所、大規模災害のみ開設する指定避難所及び指定福祉避難所につき、それぞれの避難場所・避難所としての特性と機能に応じた備蓄品の品目・数量の配備基準をあらためて作成し（重複して指定を受けている避難場所・避難所については品目・数量を調整した上で）、特に生活必需物資などや衛生用品について、各避難場所及び避難所に配備される品目、目標数量及び既配備量を各課横断的かつ統一的に把握した上で、広報紙やホームページなどで市民に周知する必要がある。 | 防災政策課 | 令和4年度に策定した「第3期高知市備蓄計画」において、指定避難所及び指定緊急避難場所（津波避難施設のみ）の備蓄品目、数量及び対象者等の配備基準を見直しました。<br>また、令和5年度から防災政策課で備蓄品を一元管理することとし、配備した備蓄品については、ホームページで公開し、周知に努めております。 | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘/<br>意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課             | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|--------------|--|---|-----------------|---|------------|
| 27        | 106 | 意見<br>25     | 第2 外部監査の結果<br>5 備蓄体制の整備<br>（8）外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果<br>② 地域防災計画などの<br>規定に照らして、備蓄品<br>は、適正な場所に 備蓄<br>され、管理されているか | 全ての避難所に防災倉庫を設置するとともに、防災倉庫に配備する救助用資機材の品目、単位、数量などについて、備蓄計画を作成し、当該計画に応じた配備を行うべきである。その上で、備蓄計画、各防災倉庫の備蓄品目及び備蓄量を市民に周知するべきである。 | 地域防<br>災推進<br>課 | 全ての避難所に防災倉庫を設置することは、本市の財政状況や用地確保の観点から困難です。防災倉庫に配備する資機材は一覧で管理し、毎年点検も行っていることから、備蓄品目及び数量をまとめ周知してまいります。                                 | 対応困<br>難   |
| 28        | 107 | 意見<br>26     | 第2 外部監査の結果<br>5 備蓄体制の整備<br>（8）外部監査の結果<br>イ 外部監査の結果<br>② 地域防災計画などの<br>規定に照らして、備蓄品<br>は、適正な場所に 備蓄<br>され、管理されているか | 水防倉庫の設置場所、水防用資機材の品目、単位、数量などについて、配備に係る計画を作成し、当該計画に応じた配備を行うべきである。   | 防災政<br>策課       | 水防倉庫に資機材を新たに配備する予定はないため、現時点では、配備基準等を定めた計画作成は不要と考えています。<br>なお、水防倉庫については、配備されている内容物、単位、数量を地域防災計画資料編に掲載し、公表しておりますが、今後、所在地についても掲載いたします。 | 対応困<br>難   |

| 通しNo. | 頁   | 指摘/意見No. | 項目  | 指摘事項及び意見  | 該当課     | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状況区分 |
|-------|-----|----------|---|---|---------|---|--------|
| 29    | 139 | 意見27     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>ア 自主防災組織、市民に対する防災啓発について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>① 地域防災計画に従い、自主防災組織をはじめとする市民に対する防災啓発は、十分に行われているか                       | 障害者及び外国人などの要配慮者に対しては、防災知識の普及、ハザードマップや避難場所、避難方法などに関する情報伝達につき、特別な配慮がなされていない。<br>障害者の特質、外国人の国籍及び使用言語など、要配慮者の特性に配慮した防災啓発活動が求められる。 | 地域防災推進課 | 多言語版の南海トラフ地震啓発冊子（県作成）の配布や、避難行動要支援者対策に係る説明の点字版は整備しております。また、避難所での生活に係る配慮の一助となるように、イラスト等を指さすことで、音声を使わず意思疎通を図ることができる「コミュニケーションボード」を新たに各避難所へ配備いたしました。<br>その他の防災情報等についても、障害者の特質や、外国人の国籍及び使用言語等に配慮した啓発に努めてまいります。   | 措置報告済  |
| 30    | 139 | 意見28     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>ア 自主防災組織、市民に対する防災啓発について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>② 地域防災計画に従い、防災士資格を市民が取得するための十分な支援が行われているか、また、防災士資格取得後にも十分な活動支援を行っているか | 防災士資格の取得については、地域防災のリーダーを育てるため、教本代だけでなく、受験料、認証手続き料も含めた補助制度を検討すべきである。市民にのみ一部負担を求める現行の枠組みは、市職員や市教職員が全て公費負担であることとのバランスを欠くものである。   | 防災政策課   | 本市が実施している防災士育成強化事業は、防災人づくり塾の修了生（人づくり塾全8回講座の修了）のうち、更なるスキルアップとして資格取得を希望する方を対象とした支援事業となり、人づくり塾事業と合わせた支援となります。市としては、市民の防災リーダーを養成するための人づくり塾事業を主として取組を進めており、防災士育成強化事業が単なる金銭の補助制度を目的としたものではなく、また、支援対象が人づくり塾修了生のうちの希望者であることから、受験料等までの支援拡充については考えておりません。なお、市職員・教職員については、発災時に災害対応の中心となる市役所及び教育委員会の職員として必要な災害対応に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することにより、職場や地域で防災・減災活動を推進することを目的としており、必修研修としていることから全額公費負担となっております。 | 対応困難   |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目  | 指摘事項及び意見   | 該当課       | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|------------------|---|--|-----------|--|------------|
| 31        | 140 | 意見<br>29         | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>ア 自主防災組織、市民<br>に対する防災啓発につ<br>いて<br>(イ) 外部監査の結果及<br>び意見<br>② 地域防災計画に従<br>い、防災士資格を市民が<br>取得するための十分な支<br>援が行われているか、ま<br>た、防災士資格取得後<br>にも十分な活動支援を行<br>っているか   | 高知市防災士連絡協議会は、分科会の開催が低調である。防災士資格を持つ市職員、市教職員を中心に参加を促し、さらに活発な議論がなされるよう支援するべきである。  | 防災政<br>策課 | 高知市防災士連絡協議会は、月1回役員会、年4回程度定例会及び総会が開催されており、会議以外にも訓練等も実施されているほか、高知市主催の総合防災訓練へ参加いただいておりますので、一定の活動がなされているものと考えております。  | 対応困<br>難   |
| 32        | 141 | 指摘<br>3          | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児<br>童クラブ及び保育園・幼<br>稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及<br>び意見<br>① 法令、裁判例及び地<br>域防災計画に従い、学校<br>など、放課後児童クラブ<br>及び保育園・幼稚園が防<br>災マニュアルを適切に作<br>成しているか十分に確<br>認・検証しているか、不<br>備があれば適切な指導や<br>是正を行っているか<br>・学校などについて | 市は、学校などから防災マニュアルの提出を受けてはいるものの、上記大川小学校事故訴訟控訴審判決を踏まえた個別具体的な検証をしている形跡は認められない。市は、学校などから定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該学校などの立地する地域の実情や在籍児童生徒の実態を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒の引き渡し条件と周知方法について、学校などの実情に応じた記載となっているか、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、より踏み込んだ確認を行い、不備があれば指導・助言を行う必要がある。 | 学校教<br>育課 | 毎年、4月1日付けで全ての学校に文書を送付し、4月定例校長会で周知するとともに、夏季に開催している安全教育研修会では、防災マニュアルの提出を依頼し、各学校からの防災マニュアルの提出を受けております。提出後は、避難経路及び避難方法の記載等について確認し、指導・助言を行いました。また、令和6年度、特に津波災害等大きな被害が想定される学校については、学校を訪問し、避難場所及び避難経路の確認を実施しました（三里中：11月14日、南海中：11月21日）。引き続き、避難場所及び避難経路について確認を行い、指導・助言を行ってまいります。 | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目  | 指摘事項及び意見  | 該当課        | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|------------------|---|---|------------|---|------------|
| 33        | 142 | 意見<br>30         | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・放課後児童クラブについて | 市は、放課後児童クラブから定期的に防災マニュアルの提出を受け、放課後児童クラブの所属する小学校の防災マニュアルとの整合性が取れているか、当該放課後児童クラブの立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか確認検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒の引き渡し条件と周知方法について、放課後児童クラブの実情に応じた記載となっているか、放課後児童クラブからのヒアリングや臨検を通じて、より踏み込んだ確認・検証を行うべきである。 | 子ども<br>育成課 | 南海トラフ地震対策マニュアルを令和6年度に改定した際、放課後児童クラブが所属する小学校の防災マニュアルとの整合性を確認しました。<br>洪水・土砂・津波区域に立地する放課後児童クラブについては、避難確保計画策定時（令和3年度・令和5年度）に避難経路や避難方法などについて、防災担当課の確認も得ながらより詳細に記載内容の確認をしております。<br>児童引き渡し条件の決定や周知につきましては、令和7年度に実施を予定しております。   | 対応中        |
| 34        | 142 | 意見<br>31         | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・保育園及び幼稚園について | 今後は、各保育園や幼稚園から定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該園の立地する地域の実情や在籍園児の実態を踏まえた内容となっているかより積極的に確認・検証し、各園や保護者、地域住民と十分に協議した上、不備があれば是正指導を行うべきである。  | 保育幼<br>稚園課 | 津波災害警戒区域内に立地する保育園・幼稚園等については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、避難確保計画の作成が義務付けられたことから、令和5年度以降は該当園から提出を受け、確認等を行っています。また、防災担当課の助言も基に必要な応じて計画の見直し等を依頼しています。<br>防災マニュアルについては、マニュアルに定めるべき項目を示して令和6年5月に各園に内容の見直しを依頼したところですが、定期的な提出及び確認等については、施設数も多いことから複数年計画により対応するよう検討中です。 | 対応中        |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見  | 該当課        | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|--------------|--|---|------------|---|------------|
| 35        | 143 | 意見<br>32     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・学校などについて     | 市は、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、学校などの校舎・校庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的実施するよう、徹底した指導が必要である。特に、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、避難訓練の実施状況を積極的に把握し、必要に応じて指導・助言を行うべきである。 | 学校教育課      | 毎年、4月1日付けで全ての学校に文書を送付し、4月定例校長会で周知するとともに、夏季に開催している安全教育研修会においても、避難訓練について授業中に限らず緊急地震速報の活用等様々な状況設定での訓練を学期ごとに1回以上実施するよう、学校に対して通知しております。<br>また、児童生徒自身による登下校経路における避難場所の確認についても、各学校に対し指導しております。 | 措置報告済      |
| 36        | 144 | 意見<br>33     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・放課後児童クラブについて | 避難訓練における防災マニュアルの活用方法、放課後児童クラブの所属する学校などの校舎・校庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的実施するよう、徹底した指導を行うべきである。   | 子ども<br>育成課 | 放課後児童クラブの避難訓練につきましては、年度中に2回以上実施するよう指導しており、実施の都度「実施報告書」が提出され内容等を確認しております。<br>立地条件により学校敷地外への避難が必要な放課後児童クラブについては、定められた場所への訓練等も実施しております。<br>今後においても、地域との連携を含めて多様な訓練となるよう、指導内容について検討してまいります。 | 検討中        |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見<br>No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課    | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）   | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|------------------|--|--|--------|---|------------|
| 37        | 144 | 意見<br>34         | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・保育園及び幼稚園について | 上記学校などと比べると、比較的多種多様な時間帯、方法で避難訓練が実施されていることが窺われる。避難訓練における防災マニュアルの活用方法、園外の避難場所への避難訓練を定期的実施するよう、より徹底した指導を引き続き行うべきである。                                  | 保育幼稚園課 | 津波災害警戒区域内に立地する保育園・幼稚園等については、各園で作成した避難確保計画に基づき定期的な避難訓練の実施及び結果報告が義務付けられていることから、実施した訓練の種類や内容、参加者を記載した実施結果の報告を年1回は受けており、実施状況の確認等を行っております。訓練の実施に当たって各園から相談があった場合や、実施結果報告の内容確認により、必要に応じて、助言や支援を行っているところですが、津波災害警戒区域外に立地している保育園・幼稚園等も含め防災マニュアルの活用方法や避難訓練の実施等への支援について検討してまいります。 | 対応中        |
| 38        | 144 | 意見<br>35         | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>(8) 外部監査の結果<br>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について<br>(イ) 外部監査の結果及び意見<br>③ 法令、例規及び地域防災計画に従い、学校などの防災教育は適切に行われているか  | 防災教育推進指定事業は、指定を受けた当該学校を中心に、近隣小学校、近隣住民をも巻き込んで、地域全体の防災意識を高めることができる貴重な機会であり、効果的な防災教育であると思われる。今後もさらに指定校を拡大し、各メディアを介して活動内容を紹介するなど、市の積極的な支援がなされるべき事業である。 | 学校教育課  | 防災教育地域指定事業については、一部の中学校区のみが取組となることがないように、原則2年間で指定校を変え、各校区の防災についての取組が広がるようにしております。<br>校区一斉避難訓練の取組など、地域や近隣住民と合同で行った事例等については、研修等を通じ、紹介することとしております。指定校の中には、自校の防災の取組についてメディアに情報発信し、取組が紹介された学校もあることから、今後も積極的に情報発信を行ってまいります。  | 措置報告済      |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘/<br>意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課        | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6<br>年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状<br>況区分 |
|-----------|-----|--------------|--|--|------------|--|------------|
| 39        | 146 | 指摘<br>4      | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>ウ 障害者・高齢者施設<br>の防災啓発について<br>（イ）外部監査の結果<br>① 例規及び地域防災計<br>画に従い、障害者・高齢<br>者施設が防災マニュアル<br>を適切に作成しているか<br>十分に確認・検証してい<br>るか、不備があれば適切<br>な指導や是正を行ってい<br>るか<br>・障害者施設について | 市は、各事業所から定期的に防災マニュアルの提出を<br>受け、当該事業所の立地する地域の実情や入所者の実態<br>を踏まえた内容となっているか全て確認・検証し、不備<br>があれば是正指導を行う必要がある。              | 障がい<br>福祉課 | 事業所が指定に係る申請手続を行う際、申請書等添付<br>書類の一つである防災マニュアル等は防災対策マニユ<br>アルチェックシートの必要項目が盛り込まれていることを<br>確認した上で提出することとしており、併せてチェック<br>済みのチェックシートの提出も義務付けております。<br>なお、提出された防災対策マニュアルについては適正<br>であるかどうかを検証し、不備があれば是正指導を行<br>い、指導に従わない場合は指定を行わない等の対応を取<br>ることとしております。  | 措置報<br>告済  |
| 40        | 147 | 意見<br>36     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>ウ 障害者・高齢者施設<br>の防災啓発について<br>（イ）外部監査の結果<br>① 例規及び地域防災計<br>画に従い、障害者・高齢<br>者施設が防災マニュアル<br>を適切に作成しているか<br>十分に確認・検証してい<br>るか、不備があれば適切<br>な指導や是正を行ってい<br>るか<br>・高齢者施設について | 市は、各事業所から定期的に地震・津波に関する防災<br>マニュアルの提出を受け、当該事業所の立地する地域の<br>実情や入所者の実態を踏まえた内容となっているか全て<br>確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要があ<br>る。 | 高齢者<br>支援課 | 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和4年<br>3月25日付けで本市の津波浸水想定区域が津波災害警戒<br>区域に指定されたことに伴い、津波災害警戒区域内に立<br>地する要配慮者利用施設については津波避難確保計画の<br>作成及び提出が義務付けられましたので、該当する施設<br>から当該計画の提出を受け、確認等を行っております。<br>また、津波災害区域外に立地する要配慮者利用施設に<br>つきましても、条例等により防災対策マニュアルの策定<br>は義務付けられておりますので、提出について協力を依<br>頼し、内容の確認、見直しの支援等を行ってまいりま<br>す。 | 措置報<br>告済  |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘<br>/意見No. | 項目   | 指摘事項及び意見   | 該当課    | 措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和6年度_令和7年5月8日時点）  | 対応状況区分 |
|-----------|-----|--------------|--|--|--------|--|--------|
| 41        | 147 | 意見<br>37     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について<br>① 外部監査の結果<br>② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・障害者施設について | 市は、各障害者施設の避難訓練の具体的な実施状況について把握していない。まずは、各施設の避難訓練の実施状況について把握した上で、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的に実施するよう、徹底した指導を行うべきである。                          | 障がい福祉課 | 事業所への実地指導の際に、各種（災害・感染症）訓練の実施状況に関する事前確認シートを活用し、各事業所における避難訓練の実施状況の把握に努めております。<br>また、災害時の業務継続計画（BCP）策定研修の開催や、実効性のある避難訓練実施についての周知を行うなど、事業所に対する防災啓発に取り組んでおります。  | 措置報告済  |
| 42        | 147 | 意見<br>38     | 第2 外部監査の結果<br>6 防災啓発・防災教育<br>ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について<br>① 外部監査の結果<br>② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか<br>・高齢者施設について | 市は、各高齢者施設の地震・津波に対する避難訓練の具体的な実施状況について十分に把握できていない。まずは、各施設の避難訓練の実施状況について頻度、内容及び規模などを把握した上で、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的に実施するよう、徹底した指導を行うべきである。 | 高齢者支援課 | 津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、各施設で作成した津波避難確保計画に基づく定期的な避難訓練の実施及び結果報告が義務付けられておりますので、該当する施設から訓練の内容等を記載した実施結果の報告を受け実施状況の確認等を行っております。<br>また、津波災害区域外に立地する要配慮者利用施設につきましても、条例等により地域住民との連携に努め、定期的な訓練を実施することが義務付けられております。災害時における施設利用者の安全確保等のため、定期的な訓練実施及び報告は重要であると考えますので、津波災害区域外に立地する施設につきましても、訓練の実施結果の報告についての協力を依頼し、実施状況の把握に努めてまいります。 | 措置報告済  |

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和6年度）  
 監査テーマ「防災に関する事業の執行について」

| 項目 | 総数 | 検討中 | 対応中 | 対応済 | 措置報告済 | 対応困難 | 未処理数 |
|----|----|-----|-----|-----|-------|------|------|
| 指摘 | 4  | 0   | 0   | 0   | 4     | 0    | 0    |
| 意見 | 38 | 1   | 5   | 0   | 24    | 8    | 6    |
| 合計 | 42 | 1   | 5   | 0   | 28    | 8    | 6    |

|           |    |              |         | 各課への照会結果<br>(指摘=●, 意見=○) |     |     |       |      |
|-----------|----|--------------|---------|--------------------------|-----|-----|-------|------|
| 通し<br>No. | 頁  | 指摘/<br>意見No. | 該当課     | 検討中                      | 対応中 | 対応済 | 措置報告済 | 対応困難 |
| 1         | 35 | 指摘1          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ●     |      |
| 2         | 36 | 意見1          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 3         | 36 | 意見2          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 4         | 37 | 意見3          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 5         | 37 | 意見4          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 6         | 37 | 意見5          | 地域防災推進課 |                          |     |     |       | ○    |
| 7         | 37 | 意見6          | 地域防災推進課 |                          |     |     |       | ○    |
| 8         | 38 | 意見7          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 9         | 38 | 意見8          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 10        | 50 | 意見9          | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 11        | 50 | 意見10         | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 12        | 50 | 意見11         | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 13        | 50 | 意見12         | 地域防災推進課 |                          |     |     |       | ○    |
| 14        | 51 | 意見13         | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 15        | 52 | 意見14         | 地域防災推進課 |                          |     |     | ○     |      |
| 16        | 74 | 意見15         | 防災政策課   |                          |     |     | ○     |      |
| 17        | 74 | 意見16         | 健康福祉総務課 |                          | ○   |     |       |      |
| 18        | 75 | 意見17         | 防災政策課   |                          | ○   |     |       |      |
| 19        | 76 | 意見18         | 防災政策課   |                          |     |     | ○     |      |
| 20        | 76 | 意見19         | 防災政策課   |                          |     |     |       | ○    |
| 21        | 76 | 意見20         | 健康福祉総務課 |                          |     |     | ○     |      |
| 22        | 76 | 意見21         | 健康福祉総務課 |                          |     |     | ○     |      |

| 通し<br>No. | 頁   | 指摘/<br>意見No. | 該当課     | 検討中 | 対応中 | 対応済 | 措置報告済 | 対応困難 |
|-----------|-----|--------------|---------|-----|-----|-----|-------|------|
| 23        | 77  | 意見22         | 防災政策課   |     |     |     | ○     |      |
| 24        | 103 | 意見23         | 防災政策課   |     |     |     | ○     |      |
| 25        | 104 | 意見24         | 防災政策課   |     |     |     | ○     |      |
| 26        | 106 | 指摘2          | 防災政策課   |     |     |     | ●     |      |
| 27        | 106 | 意見25         | 地域防災推進課 |     |     |     |       | ○    |
| 28        | 107 | 意見26         | 防災政策課   |     |     |     |       | ○    |
| 29        | 139 | 意見27         | 地域防災推進課 |     |     |     | ○     |      |
| 30        | 139 | 意見28         | 防災政策課   |     |     |     |       | ○    |
| 31        | 140 | 意見29         | 防災政策課   |     |     |     |       | ○    |
| 32        | 141 | 指摘3          | 学校教育課   |     |     |     | ●     |      |
| 33        | 142 | 意見30         | 子ども育成課  |     | ○   |     |       |      |
| 34        | 142 | 意見31         | 保育幼稚園課  |     | ○   |     |       |      |
| 35        | 143 | 意見32         | 学校教育課   |     |     |     | ○     |      |
| 36        | 144 | 意見33         | 子ども育成課  | ○   |     |     |       |      |
| 37        | 144 | 意見34         | 保育幼稚園課  |     | ○   |     |       |      |
| 38        | 144 | 意見35         | 学校教育課   |     |     |     | ○     |      |
| 39        | 146 | 指摘4          | 障がい福祉課  |     |     |     | ●     |      |
| 40        | 147 | 意見36         | 高齢者支援課  |     |     |     | ○     |      |
| 41        | 147 | 意見37         | 障がい福祉課  |     |     |     | ○     |      |
| 42        | 147 | 意見38         | 高齢者支援課  |     |     |     | ○     |      |